

介護予防短期入所生活介護 サービス利用契約書

社会福祉法人 帝塚山福祉会

特別養護老人ホーム 阪和苑（介護予防短期入所）

介護予防短期入所生活介護 サービス利用契約書

甲（利用者）

乙（事業者） 社会福祉法人 帝塚山福祉会 特別養護老人ホーム 阪和苑（介護予防短期入所）

記

第1条（契約の目的）

乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを提供します。

第2条（契約の期間）

- 1 本契約の有効期間は、 年 月 日 から 年 月 日 までとします。ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更を受け、要支援認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要支援認定有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了の2週間以上前までに甲から更新拒絶の申し出がない場合、乙は甲に対し、契約更新の意思があるものとし、本契約と同一内容で引き続き契約期間の更新を行うものとします。以降も期間更新をする場合は同様に行うものとします。
- 3 甲から更新拒絶の意思が表示された場合は、乙は、他の事業者の情報を提供する等、必要な措置をとります。

第3条（施設サービスの内容）

乙は甲に対して、甲が一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な場合に、乙が甲に交付した「重要事項説明書」（以下、「重要事項説明書」という。）記載の乙の運営する施設において、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

第4条（サービスの基本方針）

- 1 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要支援状態区分、及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。
- 2 乙は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、甲の心身、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するように努めます。
- 3 乙は、甲の要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、または、要介護状態となることの予防に資するよう、介護予防短期入所生活介護サービスの目標を設定し、第6条に規定する介護予防短期入所生活介護計画が作成されたときはこれに基づき、そうでない場合は居宅サービス計画にそって計画的にサービスを行います。
- 4 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、甲の身体を拘束しあるいはその他甲の行動を制限することはありません。

第5条（介護サービスの記録）

- 1 乙は甲に対する介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存します。
- 2 甲は、乙に対し、前項の介護予防サービス記録の閲覧及び謄写を請求できます。ただし、謄写の際は、乙は、甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第6条（介護予防短期入所生活介護計画の作成・変更）

- 1 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身の状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護従業者との協議の上で速やかに、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。
- 2 介護予防短期入所生活介護計画には、介護予防短期入所生活介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

第7条（居宅サービス計画変更の援助）

乙は、居宅サービス計画が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど、必要な援助を行います。

第8条（甲の介護予防短期入所生活介護サービスの利用）

- 1 乙が提供する介護予防短期入所生活介護サービスのうち、甲が利用するサービスの具体的な内容は、介護予防短期入所生活介護サービス利用申込の都度、甲と乙との合意により決めるものとします。
- 2 甲が乙の提供する介護予防短期入所生活介護サービスを受けようとする場合には、甲は、利用を希望する期間の初日の2ヶ月前から、乙に対して利用する期間を明示して申し込むものとします。これに対して乙は、居室の確保ができないなど施設運営に著しい支障をきたさない限り、甲の利用を断ることはできません。

第9条（利用料）

- 1 甲は乙に対して、乙から提供を受ける各種介護保険給付サービスならびに各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 乙は、甲が支払うべき介護予防短期入所生活介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、甲にかわって市町村より支払いを受けます。

第10条（利用料の滞納）

甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく滞納した場合において、乙が甲に対して2週間以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、乙は、全額の支払いがあるまで次回の利用をお断りすることがあります。

第11条（秘密の保持）

- 1 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護予防サービスの提供にあたって知り得た甲または甲の家族の秘密をもらしません。
- 2 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いませ

第12条（損害賠償）

- 1 乙は、甲に対する介護予防サービスの提供にあたり事故が発生した場合は、これにより甲の受けた損害を速やかに賠償します。ただし、乙に故意過失がなかった場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合、甲に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第13条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約を終了します。

- 一 要介護認定更新において、甲が自立または要介護と認定された場合。
- 二 要介護認定更新において、甲が要介護と認定された場合
（この場合は、別途短期入所生活介護サービス利用契約書を締結することで、継続して施設サービスを利用できるものとする。）
- 三 甲が死亡した場合。
- 四 第14条にもとづき甲が契約解除した場合。
- 五 第15条第1項にもとづき乙が契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
- 六 第15条第2項にもとづき乙が契約の解除を通告した場合。

第14条（甲の契約解除）

- 1 甲は、現に介護予防短期入所生活介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 甲は、現に介護予防短期入所生活介護サービスを利用中であっても、乙に債務不履行、不法行為の事由がある場合は、即時にこの契約を解除することができます。

第15条（乙の契約解除）

- 1 乙は、次の各号の該当する場合には、この契約を解除できます。ただし、乙は2週間の予告期間を置くものとします。
 - 一 第10条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。
 - 二 甲が故意に法令や施設管理規定等に違反し、あるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない場合。
- 2 乙は、次の各号の該当する場合には、事態の回復が見込めないときには、即時にこの契約を解除できます。
 - 一 伝染性疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ治療が必要である場合。
 - 二 甲の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。
- 3 乙が前2項によりこの契約を解除するときは、甲の心身の状況やその置かれている状況を踏まえて、介護支援専門員や市町村への連絡、その後のサービスの確認等の援助を行います。
- 4 ハラスメント行為に該当し、ハラスメントのリスクが継続する場合は、「著しい不信行為」「本契約を継続しがたいほどの背信行為」に該当すると判断し、事業所からの契約解除となります。

第16条（清算）

乙が、介護予防短期入所生活介護に関して、甲から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により精算の必要が生じた場合は、乙はサービスの未給付分等必要な金額を速やかに甲に返還します。

第17条（苦情処理）

- 1 甲はまたはその家族は、提供された介護予防サービスに苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」記載のご利用相談室等に苦情を申し立てることができます。この場合、乙は迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 2 乙は、甲またはその家族が苦情申立を行った場合に、これを理由をして甲に対し何らかの差別待遇もいたしません。

第18条（緊急時の対応）

乙は、介護サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに下記の協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるように対応します。

病院名 医療法人 錦秀会 阪和記念病院
住 所 大阪市住吉区南住吉3-5-8
電話番号 (06) 6696-5591

第19条（契約外条項）

本契約に定めない事項については、介護保険法、その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

第20条（成年後見人又は保佐人及び身元引受人兼連帯保証人）

- 1 乙は甲に対し、身元引受人兼連帯保証人を求めます。ただし、身元引受人兼連帯保証人を立てる事ができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 身元引受人兼連帯保証人は本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務について、極度額50万円の範囲内で甲と連帯して履行の責を負うとともに、乙と協議し、必要なときは甲の身柄及び甲の所有物を引き受ける責任を負うものとします。
- 3 成年後見人又は保佐人及び、身元引受人兼連帯保証人は常に居所を明らかにし、電話番号、転居、氏名等を変更したときは直ちに乙に通知し、乙からの連絡に支障がないように努めます。
- 4 成年後見人又は保佐人及び、身元引受人兼連帯保証人は、各号の責任を負います。
 - 一 甲が疾病等により、医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に行えるように協力すること。
 - 二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - 三 甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受、その他必要な措置をすること。

本契約を証するため、甲乙は署名又は記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

令和 年 月 日

(利用者 甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住 所

氏 名

印

電話番号

私は、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

代筆者氏名

甲との続柄

(成年後見人又は保佐人)

私は、以上の契約につき説明を受け、成年後見人・保佐人の責任について理解しました。

住 所

氏 名

印

甲との続柄

(成年後見人・保佐人)

電話番号

(身元引受人兼連帯保証人)

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人兼連帯保証人の責任について理解しました。

住 所

氏 名

印

甲との続柄

電話番号

(事業者 乙)

当事業者は、指定短期入所生活介護事業者としての甲の申込み受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。

所在地 大阪市阿倍野区松崎町2丁目3番10号

名 称 社会福祉法人 帝塚山福祉会
特別養護老人ホーム 阪和苑 (介護予防短期入所生活介護)

代表者 理事長 簗本 武志

印

電話番号 06-6626-3731